

多文化共生社会の構築に関する万国津梁会議 第2回

令和6年10月23日（水） 10：00-12：00

◆◆会次第◆◆

1. 開会
2. 知事挨拶
3. 第1回会議の概要・まとめ
4. 審議事項
 - 議題1 在住外国人の自立に向けた支援
 - 議題2 共生の地域づくり
 - 議題3 県全体での連携推進等

第1回会議の概要・まとめ

多文化共生推進事業のふりかえり

- ・沖縄県の役割として、「意識啓発、取組推進、連携・協働の推進」が策定当時の平成21年当時に求められていたことであり、それは実行されているように感じる。
- ・在住外国人を対象とした相談業務や地域住民との交流機会について、約7割の市町村が今後も取り組む予定はないとしている。
- ・在住外国人に対し調査事業を行ってきたが、調査で分かった事を県がどれだけ実行してきたか見えない。調査事業をただ行うだけで終わるのではなく、その後のフォローが重要。
- ・在留外国人の支援について、他自治体と比べて遅れをとっている面がある。

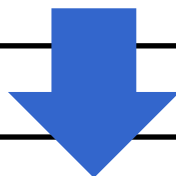
多文化共生推進に係る意見交換

- ・在住外国人が増えているから多文化共生を考えるのではなく、より持続性のある活性化された地域をつくっていくために、多文化共生について考えていくことが必要。また、「いちゃりばちょーでー」や「ゆいまーる」といった沖縄の特性・良さを活かした施策を作りたい。
- ・県全体での多文化共生を考える前に、県庁内での連携について整理することも重要だと考える。
- ・観光業や建設業など、在住外国人が活躍している産業は幅広くあり、多言語を話せるので災害時でも助けになることができる。
- ・在住外国人とインバウンドを一体的にケアできるよう、地域の外国人コミュニティとの連携という視点も重要。
- ・「特定技能」による定住化と家族同伴の増加を見込むと、ライフステージサイクルに合わせた支援が重要。
- ・日本語を母語としない子どもが多い。公立学校での多文化共生や日本語担当教師の配置等、取り組みが不十分。子どもの母語への取り組みも必要。
- ・「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ(法務省)」の4つの重点事項を参考とし、国の施策と関連付けながら沖縄の課題を踏まえ、沖縄らしい施策を作りたい。

第2回会議議題について

審議事項(変更前)

- 議題① : 「県全体での連携推進」
- 議題② : 「共生の地域づくり」
- 議題③ : 「在住外国人の自立に向けた支援」



審議事項(変更後)

- 議題① : 「在住外国人の自立に向けた支援」
- 議題② : 「共生の地域づくり」
- 議題③ : 「県全体での連携推進等」

議題①:在住外国人の自立に向けた支援について

議論の方向性

「おきなわ多文化共生推進指針」で掲げる在住外国人の自立に向け、在住外国人が抱える諸課題について整理し、県や市町村、関係団体の役割と今後取り組むべき施策について、議論を行う。

課題

①在住外国人のコミュニケーション支援

- ・相談対応窓口や支援の情報が少ないため、市民ボランティアや同郷コミュニティに依存した結果、相談対応者の負担増や誤った情報の拡散に繋がる危険性がある。
- ・相談窓口でやさしい日本語による対応が少なく、意思疎通が難しい。

②生活支援

- ・アパート入居に際して、外国人を理由に断られることがある。また、保証人を立てられずにアパートに入居できない問題がある。
- ・災害時や交通事故といった危機的状況に直面した時に、自助での対処に困難がある。
- ・母国言語に対応した医療機関が少ないため、対応に困難がある。
- ・(子の)発達障害の相談や、進学するための相談の場や情報がなく、困っている。
- ・日常生活で感じるモラルハラスメントや職場でのパワーハラスメントといったハラスメントの相談窓口がない。

対応案

- ・在住外国人が日常で抱える個別の事案に対応するため、生活・教育・医療・法律等個別分野における相談窓口の設置。
- ・相談窓口担当職員向けのやさしい日本語教室の開催。
- ・転入手続きの際に日本のマナーや災害時避難場所、公共施設の連絡先が記載されているパンフレットを配布する。
- ・在住外国人を対象とした防災訓練を開催することで、災害時においても自力で避難できるようにする。
- ・個人からの困りごとに対しては地域の自治会で相談できる体制を構築する。また、自治会を対象とした多文化共生関係の会議を開催することで、課題の共有や解決を図る。

議題②: 共生の地域づくり

議論の方向性

「おきなわ多文化共生推進指針」で掲げる共生の地域づくりについて、在住外国人と地域住民の交流や県民への意識啓発という視点から、県や市町村、関係団体の役割と今後取り組むべき施策について、議論を行う。

課題

①在住外国人の地域社会への参画促進

- ・過去の調査事業から、地域活動に参加していない在住外国人が74.2%いるのに対し、地域活動への交流を希望している在住外国人が62.9%いることが明らかとなっている。
- ・沖縄県が過去に行っている沖縄県民と在住外国人の交流を目的とした事業は、多文化共生推進事業における交流事業のみで、地域住民と在住外国人を継続的に繋げる場となっていない。

②県民への多文化共生理解促進

- ・過去の調査事業から、69.2%の在住外国人が差別を感じたことはないと回答しているものの、偏見や差別を感じたことのある在住外国人も少数いることが明らかとなっている。
- ・差別をしない(されない)ため、お互いの文化を学びあう機会が不足している。

対応案

- ・それぞれの地域での在住外国人と交流活動を促進。
- ・県や関係機関が行うイベント(ウチナーンチュの日関連イベントやJICAフェスなど)を活用し、県民と在住外国人の交流を図る。

議題③:県全体での連携推進等

議論の方向性

第1回会議にて意見のあった「自治体や関係機関を含む県全体での連携」や「事業の見える化」、「PDCAの策定」、「おきなわ多文化共生推進指針の改定」に対応するため、県や市町村、関係団体の役割と今後取り組むべき施策について、議論を行う。

課題

①連携・協働について

- ・多文化共生は多岐に渡り、在住外国人のこども達の教育を考えるだけでも、義務教育課・県立学校教育課・学校人事課・交流推進課が関わっている。県全体での多文化共生を考える前に、県庁内での各課の連携について整理することも重要だと考える。
- ・在住外国人とインバウンドを一体的にケアできるよう、地域の外国人コミュニティとの連携という視点も重要。
- ・市町村の多文化共生担当課、マンパワーは自治体によって異なるため、県が施策を打ち出した時に、対応できない自治体が出る可能性があるため、市町村との連携についても考える必要がある。

②事業周知の強化について

- ・多文化共生に関連する活動を行う個人・団体は多くいるが、各団体の取り組みが浸透していないため、関係団体や県民に見える化し、周知していくことが重要。

③「おきなわ多文化共生推進指針」のフォローアップについて

- ・「おきなわ多文化共生推進指針」策定後、中間目標やPDCAが策定されていないため、同指針に記載されている施策例等について、どの程度達成されているのか把握できていない。

④「おきなわ多文化共生推進指針」の改定について

- ・指針の策定から約15年が経過しており、現状にあわせた見直し、または具体的な施策を打ち出すアクションプランが必要。
- ・多文化共生施策の主務官庁が指針策定時点の総務省から法務省に変わっているため、法務省が策定している「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」に紐づけた改定を行う方が良い。

対応案

- ・県庁内での連携を促進するため、関係課を対象とした会議を開催する。
- ・関係機関との連携を促進するため、県、市町村、沖縄県国際交流・人材育成財団、JICA等を対象とした会議を開催する。
- ・国際交流団体との連携促進を目的とした会議を開催する。